

仕 様 書

奈良県中央卸売市場清掃組合（以下、「甲」という。）が、奈良県中央卸売市場（以下、「市場」という。）の事業活動等に伴い発生する一般廃棄物の収集運搬業務を契約相手方（以下、「乙」という。）に委託するにあたり、適用する条件は次のとおりとする。

1 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 収集運搬業務の手順について

- (1) 乙は、市場内の廃棄物集積所（以下、「廃棄物集積所」という。）にて、塵芥車（パッカー車）を用いて、一般廃棄物を収集するものとする。（以下、「塵芥車（パッカー車）」を「塵芥車」という。）
- (2) 市場内事業者等が廃棄物集積所に持ち込んだ一般廃棄物について、甲から廃棄物集積所の管理業務を受託した事業者（以下、「管理受託者」という。）が計量するため、乙は計量後の一般廃棄物を塵芥車に積み込むこと。
- (3) 乙は、過積載とならないよう法令を遵守すること。
- (4) 乙は、収集した一般廃棄物を大和郡山市清掃センターまで、直接、運搬すること。

3 収集運搬業務の詳細について

- (1) 契約期間中の市場開場日に、乙は一般廃棄物の収集運搬を行うものとする。
- (2) 一般廃棄物の滞留を防止することにより、廃棄物集積所を常に清潔な状態にしておく必要があることから、廃棄物集積所が開所している時間帯においては、市場内事業者等から一般廃棄物が持ち込まれる度に、乙は、切れ目なく一般廃棄物を塵芥車の荷箱に収納すること。
廃棄物集積所が開所している時間帯は、市場開場日の午前4時から午後3時までである。
なお、乙が一般廃棄物を大和郡山市清掃センターへ運搬している際にも、市場内事業者等が廃棄物集積所に一般廃棄物を持ち込むことから、乙は、別の塵芥車を用意し、切れ目なく一般廃棄物を塵芥車の荷箱に収納すること。
- (3) 市場内事業者等から持ち込まれた一般廃棄物の運搬が翌日以降になる場合、乙は一般廃棄物を塵芥車の荷箱に収納し、塵芥車は廃棄物集積所に駐車させておくこと。
なお、駐車させておく塵芥車の管理は、乙において行うものとし、駐車時において塵芥車に損害が発生した場合、甲及び管理受託者はその責を負わないものとする。
- (4) 甲から乙へ市場開場日以外に一般廃棄物の収集運搬の要請があった場合は、甲と乙が日時を協議し、乙は一般廃棄物の収集運搬をするものとする。

(5) 塵芥車が故障等の不慮の事態が生じた場合であっても、乙は、代替の塵芥車を用意し、収集運搬業務に支障のないようにすること。

4 共積みの禁止

乙は、廃棄物集積所で収集した一般廃棄物を運搬する際には、市場外の場所で収集した廃棄物等を共積みしてはならない。

5 分別の徹底について

甲は、市場内事業者等に対して一般廃棄物に他の種類の廃棄物を混入させないように指導するとともに、廃棄物が適切に分別されているかどうかを監視し、また、分別するよう指導する業務を管理受託者に委託することにより、分別の徹底を図っているところである。

乙は、積み込みを行う際には、念のため、目視により混入物の有無を確認し、混入物があった場合は収集せず、その旨を管理受託者に伝えること。

6 収集運搬の報告

(1) 乙は、市場より収集運搬した一般廃棄物について、大和郡山市清掃センターが発行した計量表兼廃棄物処理手数料納入通知書を、運搬した月の翌月5日までに甲へ提出すること。

(2) 乙は、大和郡山市清掃センターが発行した計量表兼廃棄物処理手数料納入通知書とは別に、前月中に収集運搬した一般廃棄物の数量をとりまとめ、別記様式により毎月5日までに甲へ報告すること。

7 再委託について

乙は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。

8 その他

(1) 本業務に必要とする機器・用具類の一切は、すべて乙の負担とする。

(2) 廃棄物集積所にフォークリフト1台及び塵芥車1台の駐車スペースを甲が確保する。

(3) 本業務の処理に関して、甲、奈良県又は第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。

(4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする

9 予定数量（令和7年実績による）

一般廃棄物の排出量 月平均 約96トン（年間 約1160トン）

【注意事項】

当該数量は令和7年の実績であり、保証されるものではない。

また、奈良県中央卸売市場清掃組合は、廃棄物の減量化とリサイクルの推進に取り組んでおり、一般廃棄物の排出量は減少する可能性がある。

（参考）令和7年における月別の処理量

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
処理量(A)	61,890	58,270	67,920	76,650	117,210	115,790	132,010	135,610	116,020	101,700	83,360	96,330	1,162,760
開場日数(B)	20日	20日	21日	21日	22日	21日	21日	22日	21日	22日	21日	23日	255日
1開場日当たりの 平均処理量 (A)/(B)	3,094	2,913	3,234	3,650	5,327	5,513	6,286	6,164	5,524	4,622	3,969	4,188	4,559

※「処理量(A)」及び「1開場日当たりの平均処理量(A)/(B)」の単位はkg

